

令和三年六月

令和三年六月文京区議会定例議会議案

文  
京  
区



目次

議案第 二 号	職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第 三 号	文京区特別区税条例の一部を改正する条例	3 頁
議案第 四 号	文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例を廃止する条例	9 頁
議案第 五 号	起震車の買入れについて	11 頁
議案第 六 号	旧元町小学校解体工事請負契約	13 頁
議案第 七 号	電線共同溝整備工事（区道第八百八十九号）請負契約	15 頁



議案第二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

付則第五項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第三号

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

文京区特別区税条例（昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を以下の項において同じ。」を加える。

第十四条第一号中「扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第十九条の二第一項第二号及び第三号中「寄附金（）」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らか  
ものを除き、」を加え、同項第四号中「掲げるもの」の下に「及び出資に関する業務に充てられることが明らか  
なもの」を加え、同項第五号及び第六号中「寄附金（）」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らか  
ものを除き、」を加え、同項第七号中「掲げるもの」の下に「及び出資に関する業務に充てられることが明らか  
なもの」を加え、同項第八号中「寄附金（）」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を除き、  
」を加え、同項第九号中「もの」の下に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第二十四条の二第四項中「所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」  
を「令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす」に改め、「次条第  
四項」の下に「及び第三十六条の九第三項」を加える。

第二十四条の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改め、同条第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす」に改める。

第三十六条の八第一項第一号中「本条、次条第二項及び」を「この条、次条第二項及び第三項並びに」に改める。

第三十六条の九第二項中「ときに」を「時に」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第四十八条の十八において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

付則第二条の二の二第一項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第三条中「令和四年度」を「令和九年度」に改める。

付則第六条第二項中「、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第三項及び第四項中「、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の三項を加える。



6 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第三十九条の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 法附則第三十条第七項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十九条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 法附則第三十条第八項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十九条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）に改める。）に改める。付則第六条の二第一項中「第五項」を「第八項」に改める。付則第十八条に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年」とあるのは「令和十七年度」と、「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

#### 付 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十九条の二第一項第二号から第九号までの改正規定及び付則第三条の改正規定並びに次条第一項の規定  
令和四年一月一日

二 第十条第二項、第十四条第一号及び第二十四条の三第一項の改正規定並びに付則第二条の二の二第一項の改正規定並びに次条第四項の規定  
令和六年一月一日

##### (区民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の文京区特別区税条例（以下「新条例」という。）第十九条の二第一項第二号から第九号までの規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出するこれらの規定に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の文京区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第十九条の二第一項第二号から第九号までに規定する寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第二十四条の二第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第二十四条の二第四項に規定する電

磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第二十四条の三第四項の規定は、施行日以後に行う新条例第二十四条の二第四項に規定する電磁的方法による新条例第二十四条の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第二十四条の二第四項に規定する電磁的方法による旧条例第二十四条の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例第十条第二項、第十四条第一号、第二十四条の三第一項及び付則第二条の二の二第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。  
(軽自動車税の種別割に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第四号

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例を廃止する条例  
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例を廃止する条例  
文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例（平成九年九月文京区条例第二十一号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例（以下「旧条例」という。）第七条第一項の規定による使用の許可（旧条例第二十二条第一項の規定による使用権の承継の許可を含む。）を受けた者に係る旧条例第十六条第二項から第四項までに規定する保証金の還付等、旧条例第十七条第一項に規定する費用の負担、旧条例第十九条第二項に規定する費用の賠償等、旧条例第二十三条第二項に規定する原状回復及び旧条例第二十四条に規定する明渡し請求に関する取扱いについては、なお従前の例による。

（文京区立住宅条例の一部改正）

3 文京区立住宅条例（平成十四年六月文京区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「又は文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例（平成九年九月文京区条例第二十一号）第二条第一号に規定する特定優良賃貸住宅型区民住宅」及び「（借上げの期間が満了する場合を除く。）」を削る。

（説明）

特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するため、本案を提出いたします。

議案第五号

起震車の買入れについて

右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

起震車の買入れについて

左記のとおり起震車を買い入れる。

記

- 一 買入れの目的 起震車の更新
- 二 種類及び数量 起震車 一台
- 三 契約の方法 指名競争入札による契約
- 四 契約金額 金四千九百八十三万円
- 五 契約の相手方 神奈川県相模原市緑区長竹二百九十五番地一  
飛鳥特装株式会社  
代表取締役 川野繁

(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。



議案第六号

旧元町小学校解体工事請負契約

右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

旧元町小学校解体工事請負契約

旧元町小学校解体工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 旧元町小学校解体工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金二億六千六百二十万円

四 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目十六番一号

清水建設株式会社

代表取締役 井上和幸

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和四年五月三十一日まで
- 二 支出科目等 令和三年度 一般会計 総務費 企画費  
令和四年度 債務負担行為

議案第七号

電線共同溝整備工事（区道第八百八十九号）請負契約  
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

電線共同溝整備工事（区道第八百八十九号）請負契約

電線共同溝整備工事（区道第八百八十九号）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 電線共同溝整備工事（区道第八百八十九号）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金三億三千四百四十万円
- 四 契約の相手方 メーシック・ダイマス建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区湯島二丁目九番九号

株式会社メーシック

代表取締役 今崎雄司

構成員 東京都文京区関口一丁目二十三番六号プラザ江戸川橋三〇七

株式会社ダイマス

代表取締役 増田京子

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工 期 契約締結の翌日から令和五年六月二十三日まで

二 支出科目等 令和三年度 一般会計 土木費 道路橋梁費

令和四年度 債務負担行為

令和五年度 債務負担行為



